

鶴舞小学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

いじめに対する鶴小基本四識

- いじめは、絶対に許されない悲惨なものであるという確固たる認識
- いじめは、いつでもどこでも起こりうるという認識
- いじめは、訴えている子どもの立場に立って判断・解決するという認識
- いじめは、学校全体で共通理解し共通実践していくという認識

[いじめ対策委員]

○ いじめ対策委員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭

○ 拡大いじめ対策委員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・保護者代表

[いじめの防止]

- 1 楽しい学校の創造
 - ・生徒指導の三機能が生きて働く教育活動の推進
 - ・特に学校が楽しい、自分も役に立っているという意識をもつことができるように
- 2 道徳教育と特別活動を核とした教育活動の推進
 - ・豊かな心と人間関係を醸成するために
- 3 児童会活動を核とした諸活動の充実
 - ・学校を創り出すという気持ちをもつことができるように

[早期発見]

- 1 学校生活アンケートの定期的な実施
 - ・いじめの早期発見のために
- 2 子どもも保護者もいつでもできる相談体制の確立
 - ・いじめの早期発見・解決のために
- 3 子どもを語る会等の定期的な開催
 - ・子どもたちや学級の情報を共有するために
- 4 休憩時間における教員の子どもとの触れあい
 - ・子どもの生の声を聞き、関わるように

[いじめに対する措置]

- 1 いじめ対策委員会を中心とした情報の共有と組織的かつ迅速な対応と報告
 - ・児童に対する聞き取り
 - ・被害・加害児童に対する支援
 - ・PTA・関係諸機関との連携・報告
 - ・情報を共有する範囲等の協議と決定
- 2 いじめ対策委員会を中心としたいじめ対応の検証と改善

[保護者や地域との連携]

- 1 いじめに対する啓発活動
- 2 連絡帳等からの子どもの情報の一層の共有
- 3 PTA時の懇談における情報の共有と話し合いの充実の共有
- 4 校外指導委員会で地域における子どもの情報共有

[関係諸機関との連携]

- 1 民生委員・人権擁護員等との定期的な懇談会の開催
- 2 子育て支援課との情報の共有
- 3 信頼関係に基づいた警察との情報